

この条例改正では国保税率の引き上げは一六・二%ですが、自然増を含め一八・八%というものです。金額に直しますと被保険者一人当たり平均で四千八百六十円もの増税となります。一世帯当たり四大家族とすると一万九千四百四十円と大幅に国保税アップとなります。

今回の値上げはもともと政府に責任があるものです。退職者医療制度を導入した時点での政府の移行人員の見込み違いのため二千八百億円の国庫補助金を削減したものに原因があります。それを応能応益の名のもとに保険者と被保険者に負担を強いる。もつてわけです。東京部も二三区並みの保険税としなければペアルティーをかけるなどと言われ税率アップを強制しようとするのはとても許せません。保険税は自然増でも二・六%アップになるのに国や部が補助金削減とペアルティーのために国民、市民が犠牲になる。こんなことかあつてよいのでしょうか。私は、福生市民の暮らしを守る立場の市長に、国や部のやり方に負けないで、勇気ある態度で市民を守っていただくたいと思っております。

国保は、国民皆保険制度として発足したものです。文きどおり保険は命と暮らしを守るもの、国民は皆保険に入らなくてはならないと制度化したものです。それ

を政府の都合で見込み違いを国民に押しつける、こんなやり方を許してはいけません。地方自治の破壊にもつながります。私は、減税のなか、被保険者のだれもか値上げになる均等割を中心とした一八・八%の国保税の値上げに激しい怒りを持っています。このような政府の責任を国民に肩がわりさせる国保税率アップの条例に反対するものです。

市長として国庫の補助金削減に断固闘う姿勢を持っていただくたいと重くおて発言いたしました。私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君) 次に賛成者 四番 石川泰一君。

(四番 石川泰一君登壇)

○四番(石川泰一君) 御指名をいただきましたので、議案第九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

本議題は、たゞい委員長から報告がありましたように厚生委員会におきまして慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されたものであります。

御存じのように、本議案は議会に提案するに先立ちまして国民健康保険運営審議会に諮問され協議されたわけでありす。その結果、国民健康保険財政

の厳しい状況下の税率改正は得ないが、引き上げ幅が余りにも高率であるとして引き上げ幅の縮小を強く要求され再検討されたものであります。このため、理事者においては当面の措置として一般会計からの繰入金が増額を回り引き上げ幅を下げて再諮問し答申が得られたという経過を見ますと、理事者においてもそれなりの努力をして、この条例改正に臨んだものと思われれます。

この税率改正の結果は厚生委員会における他市との比較の説明の中でも、改正後の一人当たりの税の調定額は二十六市中、下位に属し、一方、一般会計からの繰入額においては上位にあるとあります。これは国保運営協議会の答申を尊重し、慎重に対応した結果でもあります。一般会計からの繰入金については、いろいろな議論のあるところではありますが、国保事業の運営が円滑に行われるために、また被保険者の急激な負担増を軽減する上からも当面やむを得ぬ措置であると思えます。

今日の国保財政は、ここ数年にわたって行われた制度改正や、高齢化社会の移行の中で大きく揺れ動いております。理事者においては、今後の国保事業の安定と適正な運営のため、なお一層の努力をされることを強く要望いたしまして、賛成討論いたします。(拍手)

○議長(森田治男君)

以上で討論を終わります。

これより議案第九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君)

起立多数であります。

よって議案第九号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第八議案第十号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 不村徳藏君登壇)

御指名をいただきましたので、議案第十号の審査報告

○建設委員長(不村徳藏君)

御指名をいただきましたので、議案第十号の審査報告

をさせていただきます。

なお、お手元へ御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議事録審査報告書)別添参照

審査に当たり、現地視察を行い、状況と十分把握した後、理事者より内容説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものとして、公園の総面積、市民一人当たりの面積、それに二十六市中での順位について、公園新設費における道路拡幅計画の配慮についての発言があり、これに對して、新設分を含めて総面積は二十三万七千七百八十四平米で、一人当たり四五七平米、二十六市中六番目となる。道路拡幅計画がある場合については今後公園整備の段階で検討したい。

このような答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告とあり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議事録第十号について採決いたします。

本案に對する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事録第十号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第九 議事録第十一号 福生市消防団に関する条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員長に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので議案第十一号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本会不審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りまし
たところ、委員より、昼と夜の平均出勤人員についての質疑があり、これに對して、理
事者より、夜間出勤については平均一分回三十名ぐらいの出勤がある。昼間については中
外勤務者の四三%ぐらいであり消火活動には影響はないが、八十名程度は出勤できな
い状況であるとの答弁がありました。

また団員一人当たりの額、他市の状況についての質疑があり、理事者より、立川市
二千五百円、昭島市二千五百円、武蔵村山市が火災等が千八百円との答弁があり、
続いて委員より、消防団活動PRの対応についての質疑答弁があった後、お諮りしまし
たところ全議員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告と
いたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十一号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会不審査委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、委員長の
報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十 議案不第十二号 昭和六十年度福生市一般会計補

正予算(第七号)と議題といたします。

本会については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。　まず総務委員長 井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君)　御指名がござりましたので、議案不第十二号中総務委員会所管分につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

り、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不第直報告書) 別添参照

まず歳入全般及び第二表地方債補正について理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、たばこ消費税で百五十万円の増について、元り上げがどのくらいあるか、この額になったのかとの質疑があり、理事者より、たばこ消費税の七百五十万円の増は、昨年四月より課税標準額を算出する場合の方法が変わった。一不当りの全国平均で行ったものか、元り上げ不敷に千分の三百五十五を乗じた額と元り渡し価格に百分の十四・一を乗じた額を合算することになったため、一相当たり一・四一％増になって

いるとの答弁がありました。

また委員より、保健衛生事業寄附金について寄附者の趣旨に基いた対応ができるかとの質疑に対し、理事者より、保健衛生事業寄附金について、この事業は六十二年七月からスタートする予定で、現在、希望者が十三名あり、リハビリ等も医師等と交渉しながら実施していきたいとの答弁がありました。

次に教育費を除く歳出について内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、退職手当組合の負担金等について退職する二名の退職金は幾らかとの質疑に対し、定年退職者で額は二名合わせて二千五百九十五万円であるとの答弁がありました。

最後に教育費について内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、中学校の光熱水費が減の理由はなぜかとの質疑に対し、当初見込んで光熱水費の伸びが伸び率に比べ実際の伸び率が少なかったとの答弁がありました。

また委員より、六小のプール改良工事は六百三十一万九千円の減だが、その理由はなぜか。また八小用地で少年野球等が使用しているが、フェンスが低いためにボール等が外に出て危険だと思ふか、どのような対策を講じているかとの質疑に対し、理事者より、六小の

プールの減り主に入札の差額によるものと判断している。またハ小用地についてはいずれも学校用地として使用することを考へてできるだけ経費をかけずに砂等を入れて市民に迷惑がかわらないようにしていったことの答弁がなされました。

お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とが当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に建設委員長 木村徳藏君。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名をいただきましたので、議案第二十号中、建設委員会所管分について審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の内容の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず審査に当たり、建設委員会所管分について理事者の説明を受けた後、質疑に入りしました。

質疑の主なものとして、仮称熊川東公園の用地買収費の大幅減額について。仮称熊川北公園西側の熊川分水関係用地の買収について。公園周辺のフェンスの生け垣化について発言がありました。

これに對して、熊川東公園の用地は国有地であり、当初市の鑑定額と実際の国の鑑定額との差により二千九百五十万円の減額である。熊川分水関係は二十五・三万平米メートルを鑑定価格の平米三万二千二百円で買収している。公園のフェンスの生け垣は人家の密集状況を勘案して検討したい。

このような答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に厚生委員長 赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第二十二号について、委員会所管分の審査報告とさせていただきます。

日にお手元へ御配付されております。審査報告書の朗読は省略をさせて頂いたところであります。
(議事不審査報告書) 別添参照

本要不審査に当たって理事者より詳細な内容説明を受けた後、質疑に入りまして。委員より、児童施設費における今後の保母余剰人員に対する対策についての質疑があり、理事者より、昨年度は身体障害者の保育を四園で扱ったが、今後は保育の内容を充実の方向で考えていきたいとの答弁がありました。

続いて持殊疾病患者福祉手当が当初に比べ減になった理由と患者数の把握についての質疑があり、理事者より、患者数については保健所において把握している。また理由については手当の申請について病名を秘密にする方が多くなかなか実態であるとの答弁があり、また、世帯の手当でもあるので今後どうするかという気持が傷つけないような支給方法を考えていた点についての要望がありました。

続いて委員より、住民基本台帳の調査関係等の質疑答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく本要不を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査

報告いたします。

○議長(森田治男君)

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君)

総務委員長にお尋ねしたいと思っております。

総務委員会が審議した中で今委員長報告があったわけですが、その中に報告されたかった郡市施設整備基金やそれ以外の積立金の関係ですが、予備費を減額して積み立てるというふうにも見えるんですが、これらの質疑はなかったのでしょうか。(うん、なもの委員会に傍聴に行くと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

暫時休憩いたします。

午前十時五十四分 休憩

午前十時五十五分

開議

○議長(森田治男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○七番(井上寅吉君)

それでは原議員の質問にお答え申し上げます。

そういう質疑は行われておりませんでした。

○十二番(遠藤洋一君) 厚生委員会、委員長報告の中で住民基本台帳についての質疑があり、したという点丁の報告だったんですけれども、内容的にはどのような形の質疑だったかという点を御紹介願いたいと思います。

議長(森田治男君) 暫時休憩します。

午前十時五十六分 休憩

午前十時五十七分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番(赤星行人君) それでは遠藤議員の御質問にお答えします。

朗読いたします。当初、ある方を通じて一括全部調査し、それから登記についても事務を委託しお願いする予定だったが、その時点では大体の実態調査が完了して、いなかったので推計で予算を計上させてもらった。それも委託する方にお願ひし、予想額を聞き出したの計上であった。ただ結果的には調査あるいは併行しなくてはならない物件等がわからなかった段階で法務局に出向き、こちらで免除してもらう方がいいかというやりとりの中で結果的にその費用が減額されたということでごいます。以上です。

○十二番(遠藤洋一君)

やりとりをろまんと言った人ではなくて、質疑がありましたという点で、あったという点だけだったものですから、中身はどのようなものであったかという点とが知りたいわけです。

今のは議事録を読み上げたわけですから、具体的な場所等はきくと出たんだろうと思いますが、もう少し具体的な形で減額になったという具体的な形ですけれども、できれば要項ですけれども、質疑がありましたというときには質疑の中身というものはやはりなければ質疑があったという点だけになつてしまふので、特に、今の具体的な形のとときには報告としては具体的なものを入れていただきたいというふうに要項だけしていただきと思います。

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終ります。

これより議事録第十二号について採決いたします。

本堂に付する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本堂は各委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議がありませんので 起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本日は各委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第十二号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) これより十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時

休憩

午前十一時十六分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一 議案第二十五号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本日はついでに、総務、建設、厚生の子常任委員会に審査を付託してありますので

各委員長から報告を願います。まず総務委員長 井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので議案第二十五号中総務

委員会所管分につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般につきまして理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。歳入につきましてはさしたる質疑もなく、続きまして歳出について内容説明を受け

た後、質疑に入りました。

委員より、職員給料が減って職員手当がふえていろいろはりばかとの質疑に対し、理事者より、当初予算では職員給料のベースアップ分を三%見込んでいたが、今回の給与改定では二七%だった。そのため給料は減となった。手当は主に調整手当の率が九%から一〇%にアップされた。そのことにより増となったとの答弁がなされました。お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました次第であります。

何とか当委員会の報告となり御決定くださいますようお願い申し上げます。御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森田治男君)

次に建設委員長 不村徳藏君 登壇。

(建設委員長 不村徳藏君 登壇)

○建設委員長(不村徳藏君)

御指名をいただきましたので議案第二十五号中建設委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず審査に当たって建設委員会所管分について理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公園管理費についての職員給料の補正が計上されてない理由について質疑があり、これに対して職員がベースアップが当初見込んだ三%を超えているが、それからストライキによる賃金カット分を引いた結果、補正の必要がなくなったものであるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案により可決すべきものと決定した次第であります。

何とか当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げます。御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森田治男君)

次に厚生委員長 赤星行人君 登壇。

(厚生委員長 赤星行人君 登壇)

○厚生委員長(赤星行人君)

御指名をいただきましたので議案第二十五号について当委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本件審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、衛生費の中における超勤の金額とその平均の時間数の質疑があり、理事者より、金額では百十三万円ほど超勤を含み、月平均一人約六時間であるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく本案を原案により可決すべきものと決定した次第であります。

何とか当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げます。御決定くださいますようお願い申し上げます。